

## 森林・林業に関する提言

我が国の森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することにより、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を確保するとともに、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が求められている。

このため、平成31年4月より森林経営管理制度が施行され、森林環境譲与税を活用しながら、市町村が仲介役となり、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者へ集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村自らによる公的管理を進めることとなった。

しかしながら、同制度の施行に当たっては、森林整備等に係る地方財源の安定的な確保、事業実施に係る人材の確保・育成、効率的な森林整備、木材需要の拡大などに積極的に取り組む必要がある。

また、我が国の林業は、激甚化する自然災害に対する山地防災力の強化、東日本大震災及び原子力災害からの復興、森林病虫獣害対策の推進、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済対策等も大きな課題となっている。

よって、国は、森林経営管理制度の円滑な施行をはじめ、木材産業の競争力強化や治山事業の推進など、我が国の林業の持続的かつ健全な発展のため、下記の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、これらは持続可能な開発目標（SDGs）のゴール（目標）に当たるものであり、まさに国際社会の要求に合致するものである。

### 記

#### 1 森林経営管理制度の円滑な施行等

##### (1) 森林整備等に係る地方財源の安定的な確保

- ① 森林環境税は、国民に等しく負担を求めるものであることから、都市・地方を通じて理解が得られるよう、周知・説明を十分に行うこと。

また、森林環境譲与税の譲与基準については、各市町村の活用状況などを踏まえ、必要な検討を行うこと。

- ② 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る歳出については、引き続き、地方財政計画に的確に反映させること。

##### (2) 事業実施に係る人材の確保及び育成

- ① 市町村の事業実施体制を整備するため、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等の活用の充実など、万全の措置を講じること。

- ② 市町村の森林・林業行政を支援する地域林政アドバイザーの育成を推進すること。
- ③ 経営人材に対する研修や新規就業者の定着に向けた就業環境の整備など、林業の多様な担い手を確保・育成するための支援措置を拡充すること。
- ④ 森林作業道作設オペレーター等の現場技能者の確保・育成及び森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーなどの高度な知識と技術・技能を有する林業技術者の育成に係る支援を強化すること。
- ⑤ 雇用環境の改善及び労働安全衛生対策を推進すること。
- ⑥ 次世代の林業を担う子どもへの森林環境教育に係る取組を積極的に支援すること。

### （３）効率的な森林整備

- ① 森林整備事業については、木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な間伐や路網整備、主伐及び再生林を推進するため、財政措置を拡充すること。

また、条件不利地等における公的森林整備については、確実に実施できるよう、必要な財源を確保すること。

- ② 主伐後の再生林については、森林の多面的機能を発揮させつつ、資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、造林作業の省力化・低コスト化の推進や優良種苗の品種開発及び安定供給のための体制整備など、再生林が着実に実施されるよう、総合的に支援すること。
- ③ 相続登記の義務化や林地における地籍調査など、森林所有者及び境界の明確化に係る施策を強力に推進すること。
- ④ 生産性・安全性を向上させるため、デジタル情報やICT等により資源管理や生産管理を行うスマート林業を活用した「林業イノベーション」の取組を推進すること。

### （４）木材需要の拡大及び供給体制の構築

- ① 木材加工設備の導入に係る支援や木材加工流通施設等の整備を推進するなど、地域材の安定的・効率的な供給体制を構築すること。
- ② 新たな木材需要の創出のため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共建築物等の木造化・木質化に係る支援など、国産材利用の推進に係る諸施策を充実すること。
- ③ 適宜適切な木材供給を実現するため、川上から川下までのマッチング支援や需給等に係る情報共有など、需給ギャップ解消に資する施策を推進すること。
- ④ 木質バイオマスについては、広葉樹を含めたエネルギー利用及びセルロー

スナノファイバー等のマテリアル利用を促進するとともに、原料となる未利用間伐材等の収集・運搬の効率化を推進するため、機器の開発及び導入等に係る支援措置を拡充すること。

- (5) 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、市町村への支援を強化すること。

## 2 木材産業の競争力強化

- (1) TPP11 協定及び日EU・EPAの発効後においても、我が国の林業・木材産業が将来にわたり持続的発展ができるよう、十分な国内対策を講じること。

また、WTO交渉、RCEPなどのEPA及びFTA交渉等に当たっては、国内の林業・木材産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

- (2) 輸出に係る情報の収集・提供やブランド化の推進、認知度向上など、日本産木材製品の輸出促進に資する支援を強化すること。
- (3) 将来的な輸出拡大に向け、森林認証制度（FM認証・COC認証）の普及を促進するとともに、認証取得の支援や認証材・認証製品を積極的に活用する施策を推進すること。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき、木材関連事業者の登録を促進するとともに、制度の普及啓発を推進すること。

## 3 治山事業及び災害復旧の推進

- (1) 気候変動による影響が顕在化しつつある中、災害の更なる頻発・激甚化へ対応するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を令和3年度以降も継続するとともに、同対策の取組を一層深化させること。

特に、自然災害に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

- (2) 集中豪雨等により被災した山林施設及び林業振興施設の撤去・復旧・整備や被害調査の実施など、早期復旧に向けて積極的に支援すること。
- (3) 山地災害による倒木及び流木については、国の責任において、除去・処理を行うとともに、流木補捉式治山ダムの設置や流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採など、流木対策を強力で推進すること。

また、林地残材については、大雨などにより河川等へ流出しないよう、対策を講じること。

#### 4 鳥獣被害対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、被害の防止に係る抜本的な取組の強化及び捕獲鳥獣の処分効率化に資する対策を講じるとともに、必要な財政措置を講じること。

特に、シカによる森林被害対策については、捕獲効率の向上や生息状況把握の省力化に資する必要な支援を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、被害防止活動上の安全対策を推進すること。

#### 5 病害虫被害対策の推進

(1) 松くい虫被害対策については、抵抗性品種の開発を推進するとともに、周辺環境に配慮した防除対策を実施するなど、総合的な防除対策を強力で推進すること。

(2) ナラ枯れ被害対策については、被害の発生について迅速に把握するとともに、早期の防除及び萌芽更新等の対策を推進すること。

(3) 特定外来種であるクビアカツヤカミキリについては、被害が広域化しないよう、防除対策を強化すること。

(4) 道路沿いや山林内の枯損木等の倒木・落枝対策を推進するとともに、有効利用を促進すること。

(5) きのご類等の特用林産物栽培における害虫被害対策については、被害の発生について迅速に把握するとともに、早期の防除対策を推進すること。

#### 6 里山林等の保全と管理

(1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域住民等による森林保全管理活動等の取組に対する支援を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 荒廃竹林整備のため、竹材の利活用を推進するとともに、伐採・除去など、竹林の適正な管理に対して十分な財政措置を講じること。

## 7 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興

- (1) 原子力災害からの復興のため、森林における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- (2) きのこと類等の特用林産物生産の経営基盤の強化に資する支援を充実するとともに、風評被害対策を強化すること。
- (3) 林業に係る営業損害については、確実に賠償するよう、東京電力を強く指導すること。

## 8 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策

- (1) 住宅建築の遅れ、経済活動全体の停滞などにより、国内外での木材需要の減少に伴う在庫の増加、減産、入荷制限等が生じ、林業経営に多大な影響が生じていることから、林業経営者の経営安定対策を強化すること。
- (2) 需要の減退により一時保管場所に滞留している原木に係る保管費用等について、積極的に支援すること。

令和2年11月11日

全 国 市 長 会  
林政問題に関する研究会